

兵庫県公報

平成31年4月19日 金曜日 第3098号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告	
○ 第22回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	8

告 示

兵庫県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

出石北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 下 直 樹	豊岡市出石町安良25番地
同	芝 地 広 行	同 市出石町口小野247番地
同	本 田 雅 巳	同 市出石町袴狭995番地
同	田 淵 紀 光	同 市出石町福居722番地
同	水 嶋 義 彦	同 市出石町嶋941番地
同	水 嶋 章	同 市出石町伊豆299番地の2
同	大 原 均	同 市出石町田多地459番地
同	田 中 克 己	同 市出石町袴狭1274番地の1

同	福 田 敏 志	同	市出石町袴狭918番地
同	水 嶋 重 市	同	市出石町嶋946番地
同	宮 村 幸 一	同	市出石町口小野760番地
同	宮 下 隆	同	市出石町袴狭870番地
監 事	大 原 博 幸	同	市出石町田多地435番地
同	宮 木 晃	同	市出石町安良158番地の1
同	福 本 伸 和	同	市出石町袴狭478番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

井 崎 和 義

大 原 均

岡 崎 義 明

芝 地 広 行

加 藤 邦 彦

加 藤 正 夫

田 中 克 己

田 中 均

田 淵 紀 光

本 田 雅 巳

水 嶋 義 彦

宮 木 広 明

大 原 博 幸

中 西 繁 博

宮 下 隆

住 所

豊岡市出石町伊豆54番地の5

同 市出石町田多地459番地

同 市出石町口小野869番地

同 市出石町口小野247番地

同 市出石町袴狭772番地

同 市出石町袴狭507番地の1

同 市出石町袴狭1274番地の1

同 市出石町嶋924番地

同 市出石町福居722番地

同 市出石町袴狭995番地

同 市出石町嶋941番地

同 市出石町安良56番地

同 市出石町田多地435番地

同 市出石町安良149番地の1

同 市出石町袴狭870番地



兵庫県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
五ヶ井土地改良区	平成31年 4月 4日



兵庫県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
照来土地改良区	平成31年 3月29日



兵庫県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を平成31年 4月 8日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	中池（生田大坪）地区	平成31年4月19日から 令和元年5月13日まで	淡路市役所



兵庫県告示第457号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
取締役本社工場長 松 井 重 憲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
多木化学株式会社本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設	
能	力	18m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	5～6	5～6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3	5
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1,500	2,000

	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5	2
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1	0.4
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		2	2

備考 他工程で節水するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成31年 4月19日から令和元年 5月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成及び航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成31年 3月14日から令和 2年 3月25日まで
- 3 作業地域
姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市及び播磨町の各一部



兵庫県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間
平成31年 3月29日から令和元年10月31日まで
- 3 作業地域
神戸市の一部



兵庫県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成30年12月 2日から平成31年 3月28日まで
- 3 作業地域

神戸市西区岩岡町地先から加古川市尾上町地先まで



兵庫県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年11月26日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域
尼崎市西立花町三丁目地内



兵庫県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年3月4日から同月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市大高洲町地内



兵庫県告示第463号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年3月5日から同月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市大物町一丁目地内



兵庫県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間
平成31年1月28日から同年3月25日まで
- 3 作業地域

西宮市小松町二丁目地内



兵庫県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成31年 2月18日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市大屋町地内



兵庫県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成31年 2月18日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口北町地内



兵庫県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年 2月18日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市久出ヶ谷町地内



兵庫県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年 3月11日から同月29日まで
- 3 作業地域

西宮市羽衣町及び霞町地内



兵庫県告示第469号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間
平成31年2月26日から同年3月29日まで
- 3 作業地域
宝塚市全域



兵庫県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500）及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成30年12月20日から平成31年3月27日まで
- 3 作業地域
川西市全域



兵庫県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝来市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
平成30年4月16日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
朝来市全域



兵庫県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル1000）、数値地形図データ作成及び更新（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
平成30年5月23日から平成31年3月27日まで
- 3 作業地域

淡路市全域



兵庫県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、猪名川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年10月 1日から平成31年 3月29日まで
- 3 作業地域
猪名川町の一部



兵庫県告示第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福崎町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成30年 8月27日から平成31年 3月29日まで
- 3 作業地域
福崎町山崎地内



兵庫県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 4月19日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年 4月19日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市加古川町河原字松ノ内198番1から	旧	12.0から 53.0まで	599.0	
	同 市加古川町中津字三俣533番3まで	新	13.0から 53.0まで	599.0	一部 予定地

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第22回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成 9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成31年4月19日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 吉本知之

1 試験の日時

令和元年10月13日（日）午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者は試験時間が異なるので、詳しくは、「第22回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」（以下「受験の手引」という。）を参照すること。

2 試験会場（予定）

神戸大学 国際人間科学部（神戸市灘区鶴甲1-2-1）他 神戸市内

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (7) 「[健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた] 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (8) 「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年3月22日老老発0322第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）
- (9) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (10) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）
- (11) 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）
- (12) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- (13) 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

4 試験の方法及び出題数

5肢複択方式にて出題する。出題数は60問。

5 受験資格（概要）

下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。なお、詳しくは受験の手引を参照すること。

(1) 対象者

ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のものであって、欠格事由に該当しない者とする。

なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり

師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間

(2) 受験地条件

(1)のア若しくはイの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。

6 受験手数料

9,700円。受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。

7 受験申込み

(1) 申込期間

令和元年5月13日（月）から同年6月14日（金）まで（令和元年6月14日（金）までの消印のあるものに限る。）

(2) 申込方法及び申込先

令和元年5月13日（月）から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号

兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 研修第2部

電話（078）367-5211

(3) 提出書類

ア 受験申込書

イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）

ウ 実務経験（見込）証明書

エ 郵便振替払込受付証明書の原本

オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）

(4) 受験の手引配布場所

各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課、阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所、中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所、各県民局健康福祉事務所、但馬県民局但馬長寿の郷及び兵庫県福祉人材研修センター

(5) 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒で250円分の返信用切手を貼ること。）を同封の上、下記9の研修第2部あて請求する。

8 合格発表

令和元年12月3日（火）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

また、合格発表の日から1週間（土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県福祉人材研修センター1階にて受験番号を閲覧できるようにする。

また、兵庫県福祉人材研修センターホームページ（<https://hfkensyu.com/>）にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する問合せ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号

兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 研修第2部

電話（078）367-5211（平日午前9時から午後5時まで）